

幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日 条例第25号)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>保育を要する乳児、幼児、又はその他児童</u> (以下「保育児童」という。)の福祉増進を図るため、幕別町立へき地保育所 (以下「へき地保育所」という。)を設置する。</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(開設の期間)</u></p> <p>第3条 <u>へき地保育所の開設期間は、毎年4月1日から11月30日までとする。ただし、町長が必要と認める場合には、この期間を延長することができる。</u></p> <p>第4条 略</p> <p>(入所の承認)</p> <p>第5条 <u>へき地保育所に保育児童を入所させようとする保護者は町長の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>○幕別町立へき地保育所条例 (昭和40年12月26日 条例第25号)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条に規定する乳児及び幼児のうち保育を要する児童</u> (以下「保育児童」という。)の福祉増進を図るため、幕別町立へき地保育所 (以下「へき地保育所」という。)を設置する。</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(保育時間及び休日)</u></p> <p>第3条 <u>へき地保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に保育時間及び休日を変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>保育時間 午前8時から午後5時30分まで</u></p> <p>(2) <u>休日</u></p> <p>ア <u>日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u></p> <p>イ <u>12月31日及び1月2日から5日まで</u></p> <p>第4条 略</p> <p>(入所の承認)</p> <p>第5条 <u>へき地保育所に保育児童を入所させようとする保護者は、町長の承認を受けなければならない。</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例																		
<p><u>(保育料の徴収)</u>            第6条 <u>へき地保育所に入所させた保育児童の保護者からは、入所期間に応じ、毎月、別表に定める保育料を徴収する。</u>            2 <u>保育児童の保護者は、前項の費用を毎月末日までに納入しなければならない。</u>  <u>ただし、当該納入期限が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日までに納入するものとする。</u></p> <p>第7条及び第8条 略</p> <p><u>(入所の承認の取消し等)</u>            第9条</p> <p>次の各号の一に該当するときは、<u>町長は</u>へき地保育所の入所の承認を取り消すことができる。            (1)～(3) 略            (4) <u>保護者がこの条例又は、この条例に基づく規則に違反したとき。</u>            (5) 略</p> <p>第10条～第12条 略</p> <p><u>別表（第6条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="114 1058 1106 1169"> <thead> <tr> <th>月額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,500円</td> <td>保育児童1人につき。ただし、2人目以降については2分の1の額とする。</td> </tr> </tbody> </table>	月額	備考	8,500円	保育児童1人につき。ただし、2人目以降については2分の1の額とする。	<p><u>(保育料の徴収)</u>            第6条 <u>へき地保育所に入所させた保育児童の保護者（以下「保護者」という。）から、別表に定める保育料を徴収する。</u>            2 <u>保護者は、保育児童1人につき前項の費用を毎月指定する期日までに納付しなければならない。</u></p> <p>第7条及び第8条 略</p> <p><u>(退所等)</u>            第9条 <u>保護者は、保育児童を退所させようとするときは、町長に届け出なければならない。</u>            2 <u>町長は、次の各号の一に該当するときは、へき地保育所の入所の承認を取り消すことができる。</u>            (1)～(3) 略            (4) <u>保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u>            (5) 略</p> <p>第10条～第12条 略</p> <p><u>別表（第6条関係）保育料徴収金額表</u></p> <table border="1" data-bbox="1162 1058 2157 1361"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保育料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税均等割のみ課税世帯</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯(50,000円未満)</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯(50,000円以上100,000円未満)</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯(100,000円以上)</td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考            1 この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）</p>	区分	保育料（月額）	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	市町村民税非課税世帯	8,500円	市町村民税均等割のみ課税世帯	9,000円	市町村民税所得割課税世帯(50,000円未満)	10,000円	市町村民税所得割課税世帯(50,000円以上100,000円未満)	11,000円	市町村民税所得割課税世帯(100,000円以上)	12,000円
月額	備考																		
8,500円	保育児童1人につき。ただし、2人目以降については2分の1の額とする。																		
区分	保育料（月額）																		
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円																		
市町村民税非課税世帯	8,500円																		
市町村民税均等割のみ課税世帯	9,000円																		
市町村民税所得割課税世帯(50,000円未満)	10,000円																		
市町村民税所得割課税世帯(50,000円以上100,000円未満)	11,000円																		
市町村民税所得割課税世帯(100,000円以上)	12,000円																		

現 行 条 例	改 正 条 例
	<p><u>第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</u></p> <p><u>2 この表における「所得割」の額とは、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された額をいう。</u></p> <p><u>3 へき地保育所に2人以上の保育児童を入所させた場合は、第2子以降の当該月分の保育料は月額額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p>